

「浪速区西南地域まちづくりビジョンにおけるラウンドテーブル会議」開催要綱

(目的)

第1条 浪速区長は、浪速区西南地域まちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）における取組みの進捗確認や、ビジョンに沿ったまちづくりに関して、有識者等による意見交換を行うことを目的として、「浪速区西南地域まちづくりビジョンにおけるラウンドテーブル会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 会議において意見交換する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ビジョンにおける取組みの進捗状況に関すること
- (2) ビジョンに沿ったまちづくりに関するこ

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者のうちから浪速区長が参加を依頼する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。
3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催時期)

第5条 会議は、ビジョンにおける取組みの間、開催する。

(庶務)

第6条 この会議の庶務は、浪速区役所市民協働課において行う。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年8月18日から施行する。